

公害防止協定書

締結 平成 10 年 3 月 17 日

改正 平成 16 年 4 月 20 日

平成 22 年 6 月 22 日

西多摩衛生組合（以下「甲」という。）と、八町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲が羽村市羽 4, 235 に建設する西多摩衛生組合ごみ処理施設（以下「工場」という。）の公害防止について、最善の措置を講じ、周辺住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（工場の規模・対象ごみ）

第 1 条 甲は、工場の操業に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 工場のごみ焼却能力は、日量 480 トン(160 トン炉 3 基)とする。
- (2) 工場のごみ焼却量は、原則として日量 320 トン以内とし、1 炉は予備とする。
- (3) 工場に搬入するごみは、甲を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）の行政区域内から排出される可燃ごみ及び、甲が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、乙に連絡し、対処する。
- (4) 焼却対象ごみは、分別された可燃ごみとし、不燃ごみ、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れないものとする。
- (5) 工場の安定的な処理と公害防止のため、処理ごみ量の低減と分別収集の徹底を、構成市町に要望するものとする。

（公害防止対策）

第 2 条 甲は、工場の操業にあたり、次の各号に掲げる事項並びに関係法令を遵守するとともにごみの焼却に伴う公害の発生を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値(法規制値)以内とし、別表 1 に定める協定制値以下とする。又、規制基準を更に低減する努力目標として、別表 1 に目標値を定める。
- (2) 騒音は、東京都公害防止条例に定める規制基準以下とする。
- (3) 振動は、東京都公害防止条例に定める規制基準以下とする。
- (4) 悪臭は、東京都公害防止条例に定める臭気濃度、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、及び硫化メチルについて規制基準以下とする。
- (5) 日常搬入するごみの処理は、原則として工場棟内にて行うものとする。

(6) 公害防止設備について、機能が完全に発揮できるよう常に点検整備する。

(7) 公害防止管理体制を確立し、公害防止の措置及び意識の徹底を図る。

(公害の監視)

第 3 条 甲は、公害を未然に防止するため、前条(1)から(4)までに係る項目を測定し、測定結果を乙に報告する。測定方法は、別表 2 に定める試験方法等による。

2 前条(2)及び(3)の測定地点については、別表 3 に定める。

3 甲は、前条の(1)から(4)までに係る規制基準を超える場合には、炉の停止等(操業停止の場合を含む)必要な措置を講ずるとともに乙に報告するものとする。

4 甲は、焼却対象ごみの組成分析を実施するものとする。

5 甲は、1 項の測定又は、資料採取にあたり、乙が工場敷地内での、立ち会いを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(車輛対策)

第 4 条 甲は、工場に搬出入するごみ運搬車輛について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市町等に要望するものとする。

(1) ごみ運搬車輛の運行管理及び搬出入路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車輛による環境の悪化を生じないようにする。

(2) ごみ運搬車輛は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。

(3) ごみ運搬車輛には、所属行政名を見やすい位置に明示する。

(4) ごみ運搬車輛は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車輛の導入を図るように努める。

(環境整備対策)

第 5 条 甲は、工場敷地内の造園等、美化に努めるとともに構成市町の協力を得、乙と共同して、周辺地域の良好な環境保全に努める。

2 甲は、敷地内及び工場付近の搬出入路の清掃及び消毒等は、必要に応じて措置する。

3 ごみ運搬車輛の主な運行経路は、乙と協議の上、あらかじめ定めることができる。

(苦情の処理)

第 6 条 甲は、工場の操業に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民もしくは乙から苦情の申し出があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。

(公開の原則)

第7条 甲は、工場の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ乙に報告する。

2 排出ガス成分については、電光掲示板を工場入口近くの見やすい場所に設置し、公開する。測定方法は、別表4に定める試験方法等による。

(工場への立ち入り)

第8条 乙が、工場及び工場敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(公害防止協定の期限)

第9条 この協定は、甲乙異議のない場合は、焼却炉廃止時点まで継続するものとする。

(協議)

第10条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により定めが生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成10年3月21日から施行する。

附 則

1 この協定は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

1 この協定は、平成22年7月1日から施行する。

ただし、改正後の第7条第2項別表第4については、更新工事終了後、順次施行するものとする。

この協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年3月17日

甲	西多摩衛生組合	管理者職務代理者	副管理者	田 辺	栄 吉
乙	八町内会自治会	生活環境保全協議会	会 長	加 藤	平 吉
乙	瑞穂町環境問題連絡協議会		会 長	下 嶋	和 彦

別表 1 第 2 条 (1) に定める協定規制値及び目標値

項 目	単 位	法 規 制 値	協定規制値	目 標 値
硫 黄 酸 化 物	p p m	(約 440 以下)	30	10
窒 素 酸 化 物	p p m	250 以下	50	40
ば い じ ん	g / Nm ³	0 . 08 以下 ¹	0 . 02	0 . 01
塩 化 水 素	p p m	430 以下	25	10
ダイオキシン類	n g -TEQ / Nm ³	1 以下 ²	0 . 5	0 . 1
水 銀	m g / m ³			0 . 05

(注) 硫黄酸化物については、K 値 6 . 42 とする。

将来にわたり規制基準を更に低減する努力目標として、目標値を定める。

なお、目標値は規制基準値でなく、甲乙がそれぞれの立場を尊重する精神に基づき運用され、生活環境をできる限り改善するための努力に対する共同の目標とする。

1 大気汚染防止法の改正 (平成 1 2 年 4 月 1 日施行) により、ばいじんの法規制値「0.08」(公害防止協定書の締結時は、「0.15」となっている。)(施行 平成 16 年 4 月 20 日)

2 ダイオキシン類対策特別措置法の制定 (平成 1 2 年 1 月 1 5 日施行) により、ダイオキシン類の法規制値「1」(公害防止協定書の締結時は、「0.5」となっている。)(施行 平成 16 年 4 月 20 日)

別表 2 第 3 条第 1 項に定める試験方法等

1 . 排出ガスの測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
硫 黄 酸 化 物	JIS K 0103 比濁法	煙 突 測定口	年 6 測定
窒 素 酸 化 物	JIS K 0104 亜鉛還元ナフチルエチレンジアミン吸光度法		
ば い じ ん	JIS Z 8808		
塩 化 水 素	JIS K 0107 チオシアン酸水銀 () 吸光度法		
ダイオキシン類	廃棄物処理法におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアルによる測定方法		年 1 回

(注) 測 定 条 件 工場の平常操業時とする。

測定値の算出方法 排出ガスの測定値は、同一採取位置において近接した時間内に 2 以上測定し、算術平均値とする。ただし、ダイオキシン類は除く。

測定方法は、技術的状況により換えることがある。

2 . 騒音の測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
騒 音 レ ベ ル	JIS Z 8731	敷地境界 6 箇所	年 1 回

3. 振動の測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
振 動 レ ベ ル	JIS Z 8735	敷地境界 6箇所	年 1 回

4. 悪臭の測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
臭 気 濃 度	昭和 52 年東京都告示第 238 号	敷 地 境 界 3 箇 所 以 上	年 1 回
ア ン モ ニ ア	昭和 47 年環境庁告示第 9 号		
メチルメルカプタン	昭和 47 年環境庁告示第 9 号		
硫 化 水 素	昭和 47 年環境庁告示第 9 号		
硫 化 メ チ ル	昭和 47 年環境庁告示第 9 号		

別表 3 第 3 条第 2 項に定める測定地点

測 定 地 点	
A	工 場 敷 地 北 側
B	工 場 敷 地 東 側
C	工 場 敷 地 東 南 角 都 営 住 宅 北 側
D	工 場 敷 地 南 西 角 羽 村 三 中 側
E	工 場 敷 地 西 側
F	工 場 敷 地 北 西 側

別表 4 第 7 条第 2 項に定める試験方法等

電光掲示板表示の排出ガス測定要領

項 目	方 法 ¹	場 所	回 数
硫 黄 酸 化 物	JIS B 7981 赤外線吸収方式	煙 道	常 時
窒 素 酸 化 物	JIS B 7982 赤外線吸収方式		
ば い じ ん	トリボ方式		
塩 化 水 素	JIS B 7993 波長非分散方式		
一 酸 化 炭 素	JIS B 7987 赤外線吸収方式		

(注) 測定方法は、技術的状況により換えることがある。

- 1 電光掲示板表示用の排ガス分析計更新（平成 22 年度）時に分析方法を変更し、（注）を追加した。
公害防止協定書の締結時は、ばいじん「光散乱法」、塩化水素「JIS K0107 イオン電極分析法」及び一酸化炭素「JIS K0098」となっている。（施行 平成 22 年 7 月 1 日）